



大船渡商工会議所

●主な内容●

- 被災地復興要望を実施…………… P 2
- 小規模事業者持続化補助金のご案内…………… P 3
- 生活習慣病予防検診を受診しませんか…………… P 4
- 改正パートタイム労働法が施行されます…………… P 5
- 盛岡地方法務局大船渡出張所における  
商業・法人登記の取扱いが変わります…………… P 6
- 大船渡地域商品券の有効期限をご確認ください…………… P 8

経済復興目指し「結の場」

2月5日(木)大船渡プラザホテルにおいて、復興庁並びに大船渡商工会議所主催による第9回地域復興マッチング「結の場」in大船渡が開催されました。

この「結の場」は震災後の販路確保など被災地企業が抱える課題解決に向け、大手企業などの経営資源やノウハウを広く提供する支援事業として実施しており、市内外の水産加工業者9社、支援提案側は26社・団体が参加し販路開拓や商品開発など幅広い分野について、情報を交換し合いました。







△3月6日竹下復興大臣に要望書を手渡す三村会頭（左）

## 復興要望の内容

- I. 集中復興期間の延長を
- II. 土地区画整理事業等の進展に応じた事業再開の促進を
  1. 新たな復興事業の立ち上げに伴う移転・施設再整備への支援拡充を
  2. 用地の活用促進に向けたマッチングの仕組みの拡充を
- III. 生活・産業インフラの着実な整備を
  1. 住宅再建の着実な実行を
  2. 交通・物流インフラの早期かつ着実な復旧を
  3. 労働力確保のための就労環境の整備促進を
- IV. 復旧・復興の段階に応じた事業者への支援を
  1. 事業者の販路拡大支援を
  2. 復旧ステージにある事業者を支援するグループ補助金の継続を
  3. 復興ステージにある事業者支援に向けたグループ補助金の拡充を
  4. 被災企業に対する資金繰り支援の継続を
  5. 被災地の中小企業と産業の再建を担う商工会議所への支援拡充を
- V. 交流人口の回復・拡大に向けた観光振興の取り組みへの支援を
  1. 修学旅行の誘致への支援を
  2. グリーンツーリズムやスポーツツーリズム等への支援を
  3. 外国人観光客の誘客に向けた環境整備を
- VI. 一刻も早い福島の再生を
  1. 原子力損害賠償の確実な実施を
  2. 地域全体の再生を牽引するプロジェクトの早期実現を
  3. 企業立地促進のための支援の継続を
  4. 除染や風評被害等に関する具体策の確実な実行を

※下線部は新規要望項目



△かさ上げ作業が進む大船渡市内中心部

# 東日本大震災からの本格復興に向けて 4年間の検証と次の6年及びその先を見据えた対応を 被災地復興要望を実施

日本商工会議所（三村明夫会頭）は、被災地15商工会議所および東北6県商工会議所連合会との懇談会を行い、被災地の復興支援に関する要望を取りまとめ、3月6日、竹下復興大臣に対して復興要望を行いました。

今回の復興要望の中には、震災後いち早く事業再開を果たした事業者が、土地のかさ上げや土地区画整理事業の進展に伴い、移転を余儀なくされるなど、新たな負担が生じるといった当初は予想していなかった大船渡地域での問題も、新たに要望に盛り込まれることになりました。

日本商工会議所では、「東日本大震災からの復興の基本方針」で示されている「集中復興期間5年」という枠組みにとらわれないことと、今後も復興庁をはじめ政府・与党関係各所に要望書を提出し、その実現に向けて強く働きかけていくこととしています。

具体的要望項目は、左記のとおりです。

―― 新たな復興事業の立ち上げに伴う移転・施設再整備への支援拡充を

グループ補助金を活用するなどにより、事業再開を果たした事業者が、土地区画整理事業等に伴う土地のかさ上げや換地の遅延により、事業所の移転や施設の再整備を余儀なくされ、追加的費用の負担の大きさから、円滑な事業再開に支障をきたすケースが生じている。

自己都合ではない理由により、移転・再整備を余儀なくされた事業者が、移転先で円滑に事業を再開できるよう、移転補償費の算定の柔軟化やグループ補助金における対応等、移転・再整備の経緯や状況に応じた措置を講じてもらいたい。

―― まちづくり会社に対しての運営費補助制度の確立について

販路確保・開拓のための各種補助事業の併用と補助内容の緩和について

# 小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者持続化補助金とは小規模事業者が商工会議所と一体となって、「販路開拓や拡大などのための経営計画」を作成し、その計画に取り組む経費の2/3が補助される補助金制度です。（複数の事業者が連携した取り組みや雇用対策・買い物弱者対策への取り組みを行う事業者に対しては重点的に支援）

## 補助限度額：50万円

さらに、「雇用を増加させる取り組み」「従業員の処遇改善に取り組む事業者」「買い物弱者対策に取り組む事業者」については、補助上限額が**100万円**  
複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は補助上限額が**500万円**

補助対象となる小規模事業者

業種	常用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

詳しい制度の詳細については、特設ウェブサイトをご参照下さい  
<URL> <http://www.jizokukahojokin.info>

## ◆例えばこんなことに使えます・・・

- 広告宣伝費（チラシ作成・自社紹介パンフ）
- 集客力を高めるための店舗改装
- 商談会・展示会への出展・HP作成
- 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

第二次受け付け締切は5月27日（水）になります。

### お問い合わせ

大船渡商工会議所 本所 Tel 26-2141  
大船渡商工会議所 三陸支所 Tel 44-2058

3

## マル経融資制度 東日本大震災対応特別枠のお知らせ

マル経融資制度は、経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保・無保証人・低利で融資する制度です。

当初  
3年間  
**0.45%**

### 震災対応特別枠

貸付限度額	通常枠（2,000万円）とは別枠で1,000万円	
貸付期間	運転資金	7年以内（据置期間1年以内）
	設備資金	10年以内（据置期間2年以内）
貸付金利	0.45%（平成27年3月11日現在） ↳ 当初3年間 0.45% ↳ 4年目以降 1.35% ※設備資金の場合さらに0.5%減	

### ●ご利用いただける方

- ① 罹災証明書等を受けた方で、商工会議所等が策定する小規模事業者再建支援方針に沿って事業を行う方
- ② 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方
- ③ 商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けている方
- ④ 納期の到来している所得税、法人税、事業税、県民税、市民税を完納している方
- ⑤ 原則として同一地区で最低1年以上事業を行っている方

※震災対応以外のご相談も随時受付けております

お問い合わせ先

大船渡商工会議所 本所 Tel26-2141  
大船渡商工会議所 三陸支所 Tel44-2058  
日本政策金融公庫 国民生活事業一関支店 Tel0191-23-4157

ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

日本公庫

検索



事業主は、職場で働く労働者の健康確保を目的に、健康診断を実施しなければなりません。生活習慣病予防健診とは、全国健康保険協会（協会けんぽ）が、健康保険に加入している事業所の被保険者の健康保持増進を目的に実施している健康診断です。

# 労働者の健康確保のために 生活習慣病予防健診を 受診しませんか？

## ◆検診車による健診予定◆

と き 9月7日（月）、9月26日（土）  
9月28日（月）、9月29日（火）  
10月9日（金）、10月17日（土）  
11月18日（水）、11月30日（月）  
12月1日（火）

と ころ 大船渡商工会議所 1階研修室

検診車での健診をご希望の方は、大船渡商工会議所総務振興部（電話26・2141）までご連絡ください。

## 平成27年度

# 社会保険無料相談日のお知らせ

当会議所では、社会保険に関する無料相談を月1回行っています。3月～4月は、退職や入社等により異動が多い時期になりますので、社会保険に関する手続き関係はお忘れの無いようご注意ください。

平成27年	平成28年
4月23日（木）	1月28日（木）
7月30日（木）	2月25日（木）
10月29日（木）	3月24日（木）
12月24日（木）	
5月28日（木）	
8月27日（木）	
11月26日（木）	
12月24日（木）	
6月25日（木）	
9月24日（木）	

相談会場：大船渡商工会議所 本所 1階研修室

相談時間：午前10時30分～午後3時30分

お知らせ：年金相談にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、相談者本人であることを確認できるものをご持参ください。

代理の方がご相談に来られる際には、委任状及び代理人の運転免許証などの身分確認ができるものをご用意下さい。

## 相談には事前に予約が必要です

お問い合わせ・ご予約に関する連絡は  
一関年金事務所（TEL：0191・23・4246）まで  
電話の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時15分  
までです。

## 全国健康保険協会 からのお知らせ

# 平成27年度 協会けんぽの 保険料について

平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1カ月遅れての4月分（5月納付分）から適用となります。

## 健康保険料率

平成27年4月分(5月納付分)から **9.97%** ← 現行 **9.93%**

## 介護保険料率

平成27年4月分(5月納付分)から **1.58%** ← 現行 **1.72%**

40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、一般の被保険者は4月分（5月納付分）、任意継続被保険者及び日雇特別被保険者は5月分からとなります。



# 4月1日から 改正パートタイム労働法が施行されます!!

パートタイム労働者のより一層の公正な待遇の確保を推進するとともに、一人ひとりの納性の向上を図るため、平成26年4月にパートタイム労働法が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

## 改正ポイント

I 正社員との差別的取扱い（賞金等全ての待遇）が禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大

### 正社員と差別的扱いが禁止される パートタイム労働者

#### 【現行法】

職務内容が正社員と同一  
人材活用の仕組みが正社員と同一  
無期労働契約を締結している。



#### 【改正法】

、 が同一のパートタイム労働者は、  
正社員との差別的取扱いが禁止される。

## II 「短時間労働者の待遇の原則」の新設

事業主が、雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、「広く全てのパートタイム労働者を対象とした「短時間労働者の待遇の原則」が創設されます。

III パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設

事業主は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、実施する雇用管理の改善措置の内容について、説明しなければなりません。

IV パートタイム労働者からの相談に対応するための体制設備及び「相談窓口」の明示義務の新設

事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制（相談窓口等）を整備しなければなりません。  
また、事業主は、パートタイム労働者を雇い入れた時に、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」に加え、「相談窓口」を文書の交付などにより明示しなければなりません。  
相談窓口：相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署など）

### パートタイム労働者とは？

パートタイム労働法の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」とされています。

例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「臨時社員」「準社員」など、呼び方は異なっても、この条件にあてはまる労働者であれば、「パートタイム労働者」としてパートタイム労働法の対象となります。

### お問い合わせ

岩手労働局雇用均等室

TEL: 019-604-3010

改正パートタイム労働法

検索

平成26年分確定申告に係る納期及び振替納税の場合の振替日は次の通りです。

## 所得税・消費税の 納期限をお忘れなく

	納 期 限	振 替 日
申告所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	4月20日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)
贈 与 税	3月16日(月)	

期限内に納税を行わないと、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。  
納付できない事情がある場合には、お早めに大船渡税務署（TEL 26-3481）へご相談下さい。

# 盛岡地方法務局大船渡出張所における 商業・法人登記の取扱いが変わります

5月7日（木）から、盛岡地方法務局大船渡出張所で取り扱っている商業・法人登記事務（会社の設立や役員の変更など）は、盛岡市にある登記部門で取扱うこととなります。

なお、会社・法人の登記事項証明書、印鑑証明書はいままでどおり、大船渡出張所で取得が可能です。

## 5/7から 盛岡地方法務局大船渡出張所で 行う内容

- ・登記事項証明書の交付事務
- ・印鑑証明書の交付事務
- ・印鑑提出等に関する事務
- ・印鑑カードに関する事務
- ・電子認証に関する事務

## 5/7から 盛岡地方法務局登記部門で 行う内容

- ・商業・法人登記に関する事務

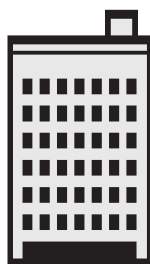
### お問い合わせ

盛岡地方法務局大船渡出張所 TEL: 0192-26-2606

盛岡地方法務局登記部門 TEL: 019-624-9851

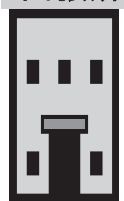
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号 盛岡第二合同庁舎

商業・法人登記  
集中化前



本局登記部門  
(盛岡市内)

大船渡  
出張所

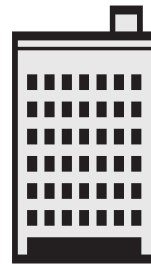


登記の申請

証明書などの請求



商業・法人登記  
集中化後



本局登記部門  
(盛岡市内)

登記の申請

郵送やオンラインによる申請が可能です！

大船渡  
出張所



証明書などの請求



防衛省・自衛隊

## 求人を検討されている企業様へ

自衛隊岩手地方協力本部岩手地域援護センターでは、再就職を希望する自衛官の就職支援を行っています。

自衛隊は、精強を保つため、自衛官の若年定年制（54歳～56歳に達した日で定年）がとられています。その勤務の特殊性と集団生活で培った資質、技能等を退職後も社会に貢献できるように活躍の場を求めています。

### 若年定年制（54歳～56歳）

- 優れたリーダーシップ
- 強い責任感・精神力
- 技術のエキスパート

【自衛官の求人に関する問い合わせ先】

岩手県滝沢市後268-433

自衛隊岩手地方協力本部 岩手地域援護センター  
019-688-4311(内線691・692・693)

午前8:15～午後5:00

# 平成27年度 各種検定試験日程のお知らせ

平成27年度に大船渡商工会議所で実施する検定試験の日程が  
決まりましたのでお知らせいたします。

検定	級	回	施行月日	受付期間
簿記	1～4	140	平成27年6月14日(日)	4月20日(月)～5月15日(金)
		141	" 11月15日(日)	9月24日(木)～10月16日(金)
リテールマーケティング (販売士)	3	76	平成27年7月11日(土)	5月25日(月)～6月19日(金)
	2	43	" 9月26日(土)	8月10日(月)～9月4日(金)
	1	43	平成28年2月17日(水)	平成27年12月14日(月) ～平成28年1月22日(金)
	2	44		
	3	77		
珠算	1～3	204	平成27年6月28日(日)	4月20日(月)～5月28日(木)
		205	" 10月25日(日)	8月17日(月)～9月24日(木)
		206	平成28年2月14日(日)	12月7日(月)～1月14日(木)

平成27年度より、販売士検定の名称がリテールマーケティング検定に変わります。

7

## ◆受験料

簿記	リテールマーケティング(販売士)	珠算
1級 7,710円	1級 7,710円	1級 2,100円
2級 4,630円	2級 5,660円	2級 1,570円
3級 2,570円	3級 4,120円	3級 1,360円
4級 1,640円		4～6級 940円
		7～10級 840円

4～10級の珠算検定受験料は塾内で申し込んだ場合、  
上記金額より100円安い料金となります。



## ◆試験開始時間

9:00～	簿記(1級・3級) 珠算(1～3級)
9:30～	リテールマーケティング(販売士)(1級・3級)
13:00～	リテールマーケティング(販売士)(2級)
13:30～	簿記(2級・4級)

## ◆試験会場 大船渡商工会議所 本所

### 平成27年度 検定試験の改正点

販売士検定の名称がリテールマーケティング検定に変わります。  
リテールマーケティング検定(旧販売士検定)の2級試験が年1回  
から年2回になります。  
リテールマーケティング検定(旧販売士検定)の試験時間が下記の  
通りになります。  
1級:250分 200分 2級:200分 150分 3級:120分 100分

## ◆注意事項

お申し込みは、大船渡商工会議所本所・三陸支所に設置してある申込用紙に記入し、受付期間内に受験料を添えてお申し込み下さい。

日本商工会議所検定試験公式HPもご覧ください

<http://www.kentei.ne.jp>

## お問い合わせ

大船渡商工会議所

本所 Tel 26-2141



もう一度  
ご確認を!

# 期限切れ・汚損破損した大船渡地域商品券の交換は 平成27年3月31日まで!

大船渡商工会議所では東日本大震災による商品券事業の猶予措置として「有効期限が平成25年10月31日までの商品券」「汚損・破損した商品券」の交換を受け付けておりました。

この度、猶予措置の終了に伴い商品券の交換は平成27年3月31日をもって終了とし、有効期限が切れた商品券は無効となります。

尚、**3月31日を過ぎますと商品券の交換が一切できなくなります**ので、いま一度、大船渡地域商品券の有効期限をご確認いただき、お持ちの際には期限内に交換していただきますようご案内申し上げます。

## 交換に応じている商品券は次のとおり

- ◆有効期限が下記の商品券
  - 平成23年10月31日
  - 平成24年10月31日
  - 平成25年10月31日
- ◆東日本大震災で汚損破損した商品券



有効期限はここをご覧ください

※交換は平日午前8時30分～午後5時20分まで大船渡商工会議所（本所）で行っています。

## 大船渡地域商品券の加盟店になりませんか？

大船渡地域商品券は平成20年から販売を開始して今年で7年目になりました。これまで、お祝いやお返し、贈答品等として大船渡市内加盟店で広くご利用をいただいております。今後、ますます利用の増加が見込まれる大船渡地域商品券、あなたのお店も加盟店に登録しませんか？



市内280店  
以上が加盟

業種は  
問いません

加盟料は  
無料です

加盟店の登録についてのお問い合わせは大船渡商工会議所（26-2141）まで。

加盟店になるためには大船渡商工会議所の会員登録が必要です。

## 大船渡商工会議所 お問い合わせ先

**本所** 〒022-0003  
大船渡市盛町字中道下2-25  
TEL 26-2141 FAX 27-1010  
開所時間 午前8時30分～午後5時20分

**三陸支所** 〒022-0101  
大船渡市三陸町越喜来字肥の田29-3  
TEL 44-2058 FAX 44-2500  
開所時間 午前8時30分～午後5時20分

